

社会人獣医師インターンシップ支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が別に定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：インターンシップに参加終了後、補助対象経費の支払いをすべて完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

様式第1号社会人獣医師インターンシップ支援事業報告書(様式第1号)、インターンシップ実習報告書(別紙様式)、補助対象経費に係る領収書、保険契約の写し、口座振込依頼書を提出してください。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部・農業振興戦略監畜産課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7286 chikusan@pref.tottori.lg.jp